

平成 29 年度 第 2 回吹田市人権施策審議会会議録

1 日 時 平成 30 年 3 月 28 日 (水) 午前 10 時 00 分～

2 場 所 吹田市立男女共同参画センター 視聴覚室

3 出席者

〈審議会委員〉(五十音順)

金戸委員 田端委員 出口委員 春貴委員 藤原委員 古本委員
的場委員 村田委員 山本委員

〈欠席委員〉

泉委員 山下委員

〈事務局職員〉

高田 徳也 (市民部長) 横山 尚明 (人権政策長)
信田 二三夫 (市民部人権平和室長) 早瀬 健次郎 (市民部人権平和室参事)
田毎 祐三 (市民部人権平和室主幹) 桑田 香苗 (学校教育部教育政策室主幹)

4 傍聴者 なし

5 会議概要

以下のとおり

(事務局)

出席状況報告

傍聴希望者の有無確認

< 人権政策長 あいさつ >

< 委員紹介 >

< 事務局紹介 >

< 会長・副会長 選出 >

< 会長 あいさつ >

(会長)

基本的に委員の皆さんが一番心配しておられるのは、これからどうするのかと言う話の一つあります。それとここに資料として出しているのが、これは後で御説明をしていただきたいと思いますが、平成 29 年度(2017 年度)人権についての吹田市市民意識調査報告書というのがあります。これは前の審議会ですら少し話してもらいましたが、あまり詳しく話してもらわなかったもので、私達の審議にも関わることなので、その経過と概要を御報告いただきたいと思います。その後で、今後どうするのかということで、スケジュールのことを話した上で、そのあたりを皆さんに議論いただいて、その後、最後に夢つながり未来館の報告という形で進めていけたらと思いますので、どうかよろしく願います。

そうしましたら、そこにスケジュールが書いてあります。私達は任期がいったん切れて、新しい委員の方もお出でいただいているのですけれど、多くの委員の方は再任されているという状況の中で改めてタイムスケジュールの確認をしたいと思います。それで、総合計画の進行に合わせて、こちらも作っていくのがいいだろうという話をさせていただいておりました。これも後で事務局の方から説明していただきたいのですが、ところが、総合計画の策定の日程が一年程ずれこんでおりまして、そのタイミングという問題もあるので、3 月末までには何とか目鼻をつけたいということで、そのあたりの経過も含めて、スケジュールの見通しと人権の意識調査のことについて事務局の方から御説明をお願いします。

(事務局)

それではまず、スケジュール案の方から御説明をさせていただきます。

みなさまのお手元にお配りしておりますスケジュール案をご覧ください。

昨年のこの時期に、スケジュール案の見直しをさせていただき、人権施策につきましては、市の施策全般に関わるものという考えから、本市の総合計画の見直しの時期と合わせて、平成 29 年度中に策定をしたいということで、皆様にも案をお示しさせていただいて、ヒアリング等を重ねてきていただきましたが、本市の総合計画につきまして、すでに御承知の方もおられるとは思いますが、当初平成 30 年度スタート予定であったものが、平成 31 年度スタートの予定に変更になりました。

これは、総合計画につきましても、本審議会同様、策定のための意見をいただく審議会や策定のための特別委員会などで様々な議論や意見交換、ヒアリングなどがなされてまいりました。

審議会や特別委員会をはじめとする場で、多角的な視点での意見をはじめ、様々なご意見をいただいたりする中、より市民にわかりやすい実効性、実現性を高めるための計画にするためには、調整や検討の時間を十分にとる必要があるという認識の元、約 1 年間延長することとし、平成 30 年度中に策定される予定となっております。

これまで、この審議会ですら、吹田市人権施策基本方針の見直しにつきまして、議論やヒアリングを委員の皆様のご協力のもと進めてまいりました。

委員の皆様もお忙しい中、時間を取っていただいてヒアリングに参加いただいたりして

まいりましたが、冒頭申し上げましたとおり、総計と本方針の見直しについて、時期を合わせていきたいとの思いから、改めてスケジュール案を提示させていただいた次第です。

このスケジュール案は、前回お示ししたものをほぼ1年スライドさせたものになっておりますが、日程的には平成30年度の7月頃までに、これまでのヒアリングや議論を踏まえた上で、また、後程御説明いたします「意識調査」の結果等を踏まえ、事務局にて「見直し案」を策定し、委員の皆様にご覧いただいております。どうかと考えています。

その後、審議会場で御意見をいただく中で、事務局ではさらに修正加筆等を行いながら、年内に審議会から見直しに関する「答申」をいただき、最終案の策定ののち、パブリックコメントを実施し、最終的に年度末に「基本方針の策定」という運びを考えています。新しい総合計画の策定に合すためにも、ぎりぎりのところで、委員の皆様には、御無理を申しあげますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

それでは続いて意識調査について御報告させていただきます。

前回6月末の審議会でも、調査を行うことについて、少し報告させていただきましたが、今回最終の報告書の前の段階ですが、委員の皆様にもご覧いただければと思ひまして、未定稿ですがコピーでご用意いたしました。

本市では、これまで、様々な人権課題の解決に向け、相談事業や啓発活動に取り組んでまいりましたが、市民の人権に関する意識について把握するような取組は行ったことはありませんでした。課題解決のための事業を行いながらも、その状況を把握、検証が具体的にできていない状況でした。

このことは、以前、審議会場でも、委員の皆様から御指摘をいただいたところであり、同様に行政評価委員会の2次評価でも指摘をいただき、可能な限り市民の人権意識の状況を把握するなど、適切な効果検証を行うべきではないかという意見もいただいたところであります。

そうしたことから、29年度に初めて、現在の方針の見直しや計画策定にも活用したいとの思いから、また、今後の人権施策を効果的・効率的に進めていくには、適切な効果検証のための現状把握、現状認識を欠かすことができないということから、実施をさせていただきました。

概要といたしましては、16歳以上85歳未満の吹田市民を無作為に2000人抽出し、郵送による調査を行いました。設問の形式は、できるだけ意識を把握したいと考えたことから、どちらかと言えば、日常生活の場面に起きるような事象を設問といたしました。大きくは、「人権問題に対する関心」「人権問題に対する考え方」「自分自身の人権侵害について」「人権に関する啓発活動」の4つに分類して質問を行いました。

全体的には、設問総数が47問あったにもかかわらず、結果的に回答数は1000人を超え、全体の50%を超える回答を得ました。通常の郵送調査が、20%台から30%台であると言われるので、この時点で既に市民のみなさんの意識の高さがうかがえると感じています。

まず、「人権問題に対する関心」については、法務省が示します「主要な人権課題」に関して、その関心度を聞きました。御覧のように、女性の人権問題や子供、高齢者や障がい者、インターネットによる人権侵害や犯罪被害者、北朝鮮の拉致に関する問題などの順に

なっています。

次に「人権問題に対する考え方」ですが、ここでは、「女性」「子供」「高齢者」「障がい者」「同和問題」「外国人」「性的マイノリティ」については複数の設問を設け、それ以外の人権問題については、一例をあげて、それぞれ日常的な場面における質問をしました。

インターネットに関する設問では、特に若年者のうち、10代の意識の危うさを感じられ、今後に向けては、意識を高めていってもらえるような啓発や教育が必要ではないかと感じられます。配偶者への暴力に関する設問では、4人に1人が「理由によってはやむを得ない」と感じている。保護者や教員からの体罰に関しては、「どちらかといえばそう思う」を含め、いずれの年代においても3割以上の人が肯定的な回答をしています。

次に「自身の人権侵害」については、人権侵害の経験やその時の対応などについて聞きました。この分野では、過去に人権侵害を受けた方が、その時に取った行動と、今後同様のことが起きた時に取ろうと思う行動を並べました。特になにもしなかったが24.7%あったのに比べ、今後については、6.0%に減っており、その分、様々な公的機関をはじめ、様々な相談機関に相談するという回答が増えています。

今申し上げましたのは、ほんの一部ですが、全体を通して、もうひとつだけ説明を加えさせていただきますと、今回の調査では、性別の記載を「男性」「女性」「性別無回答」の3つにいたしました。この表で、3つめの「性別無回答」としているのは、24人です。この「性別無回答」は、性別欄の回答が何らかの理由で記載されなかった無回答ではなく、「性別無回答」という欄にチェックされていた数を表しています。

現在、性的マイノリティの人権問題について、様々な取組がなされていますが、この24人の方たちの回答には一定特徴的な部分も見受けられますことから、いわゆるLGBTをはじめとする性的マイノリティの方々が含まれていると意識しています。

長くなりましたが、委員の皆様には改めて御覧いただければと思います。ただ、申し訳ありませんが、最終版ではございませんので、正式な報告書が出来上がりましたら、皆様にも改めてお渡しさせていただきます。

(会長)

ありがとうございます。スケジュールのことは後で議論したいと思いますので、今話してもらった範囲で御質問等がありましたら、出していただきたいことと、それから、私から最初に聞きたいのが、最終版はいつ出るのですか。

(事務局)

委託で行いましたので、年度末にはできあがりますので、4月中にはホームページでも公開していきますので、その段階になりましたら、改めて御連絡させていただきたいと思っております。

(会長)

というのは、審議会の基本方針を書くに当たって、このような意識調査があるよという

ことを触れざるを得ないからということがひとつあるので、私達にとっても大事なことで、私達は吹田市のことを書くので、他市のことについて書くのではないから、そこを私達がどこまで考えることができるかという、それがひとつのポイントになり、審議会で意見交換をする必要があるのではないかと思います。

そういうことがありますので、意識調査報告書を是非、御覧いただいて、決定稿が出たら、それも送っていただいて、確認していただけたらと思うのですが、今の段階でインターネットの話が出たのですが、10代の若者のところで、インターネットでは何でも書いていいという設問で「そう思う」の回答数が多かったという話が出たので、もし、何かお気づきの点や御意見、御質問があれば、出していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

(F 委員)

インターネットの関係でヘイトスピーチ、部落、地名的なことを含め、差別というものが見える形になっていますし、若者だけという状況ではないと思う。インターネットについても具体的に議論をした方が良いと思う。それと去年の論議を踏まえて、意識調査を出していただけるのは有効で、これを基準に考えていくことが大事です。

(E 委員)

これはかなりの部分で参考になって行くと思います。ただ、一番身近な人権問題になると、例えば近隣問題等についてはアンケートで拾うことはできないだろうと思うので、そのための時間をどこかでいただきたいと思います。

(会長)

それは当然で、意識調査は限界があり、おっしゃる通りだと思います。

(F 委員)

ヒアリングを通して当事者の声を聞けたのはプラスになるので、報告事項という形だけでなく、当事者の思いも参考にしていかなければならないと思う。

(会長)

私は今までヒアリングしてきたものをデータにして皆さんに配らなければならないと思っています。夢つながら未来館でのヒアリングも私はメモを作っていますが、それも含めて、時間が間延びしていて、情報が古くなっているという懸念もあると思いますが、私達がこれまで聞いてきたことをきっちりと文書にして、それをたたき台の中に反映したいと思っています。

ヒアリングで、E 委員がおっしゃった地域のことをどうするのか、地域の切実な問題が一方であるよというような、いろいろなことを聞いていただいているので、それを無駄にはできないし、多くの当事者からの聞き取りは生かしていくということは言うまでもないこ

となので、事務局と相談して今までのものをきっちり資料として出せたらと思っています。

一つお聞きしたいのが、項目は政府が出している人権政策の項目ですね。私達が基本方針を書くに当たっての個別の課題もこれに準拠しているという理解でよろしいですか。

(事務局)

今回、調査の項目に挙げさせていただいたのは、国の示している主要な人権課題に合わせて16項目に分けさせていただきました。方針をまとめていく時に現在の方針が大きく女性や子供や同和問題等5つや6つあって、それら以外のものを、その他で区分しています。今回、方針の見直しに当たって、どのような分け方をさせていただくのかということは、この審議会の議論を経た上で私達も判断をさせていただいて策定をしていきたいと思いません。ただ、おっしゃられているようにベースはこれになるだろうと思います。

(会長)

もちろん、現行の指針からの引き継ぎということは無視できないので、まったく新しいものを作るわけではないです。

(E 委員)

女性の人権問題から人身取引に関する人権問題までありますが、平成30年度に一部文言が変わったように思うので、確認をしていただきたいと思いません。

(事務局)

少し補足します。今回の市民意識調査は初めて行いました。ですから、それぞれの項目に対する解説や分析において前回比較がありません。例えば、他の自治体や国等でたまたま同じ設問があれば比べることができるかもしれませんが、それらと比べるのもどうかと思いますので、それは実際にしていません。今回させていただいたのは最初で最後ということではなくて、定期的に3年ないし5年のスパンで同じ設問になりますが、繰り返して経過を見ていくことによって変遷が分かり、その時、過去との比較・分析等もどんどん行っていけるようになるのだらうと思いません。審議会をずっと続けていきますので、この場でも情報提供させていただきながら、本市の人権施策の推進に活用いただければと思いません。

(H 委員)

インターネットのような場合は、ペーパーでの調査では限度があるような気がします。世代によって、インターネットの習熟度がまったく違うし、そういった面でいうと、ペーパーで聞いても年代の高い人はどこまでやっておられるのかというのがありますから、数字的にはあまり参考にならない部分もでてくるのかと思います。特に若い人について見れば、もっと数字が高くなってもおかしくないという気がします。特にインターネットを通じての人権的な問題が増えてくると思いませんので、そのあたりを今後注意していかなけれ

ばと思います。

(会長)

スマートフォンが教育にどういう意味があるのかということで卒論を書く学生が最近何人か私のゼミで出てきていて、おじさんやお婆さんの世代は割と全面否定をする所があるが、私達は便利なので、これをどんどん使っていきたいという、まず、2者択一から入る。それで、資料を読ませたり、NHKのいじめノックアウトという番組でラインのことを放送していて、そういったものを読ませると、スマートフォンの使い方でおかしなことになるということが分かってきて、それでどうするのかというような議論があるので、これは皆さん達がどう使うかという問題だからという話をしたことがあります。だから、そういう意味ではもう少し議論を、現状認識を深める必要があるのかと今のH委員の話を聞いて思いました。

(E委員)

いわゆるテロについて、ここには一切ありませんが、今回入れる必要はあるかないか少し悩んでいますが、どう思いますか。

(会長)

それは社会的な課題、政治的な課題ということで言うと、そういうレベルの話をどう扱うかというのは議論の余地がある。特にテロもそうだが、格差の問題、子供の貧困等がクリアに言われてきているし、私達の生活実感でも例えば、子供の貧困について卒論を書きたいという学生が私のゼミでも最近にわかに増えている。それとひとり親の話等がそういう社会状況を反映しているということは、一般化できないかもしれないが、肌身に感じている所です。そういう社会の変化の中で起きていることをもし書くのであれば、どういう書き方が良いのかということは議論する必要があると思います。

(E委員)

おそらくこれが策定されたら、1年や2年ではなくて、もっと長いスパンで耐えられるものになっていかないとダメなわけですから、その時に抜けていたねということになっていたらどうなのかと。何をテロというのかによって違いますが、例えば、万博があります、或いは、大きなイベントが大阪府下、吹田市でありますとかそういった所で何か起きた場合に人権については無差別ということになってくるのだろうから、そういったことに対する啓蒙を入れなくて良いのであれば、これまで通りで考えていきたいと思いますが、どうですか。

(会長)

テロと言うかどうかは別にして、暴力という問題。これはDVや戦争等が関わる話だから、そこはあっても良い話かなと思います。

(E 委員)

諸外国になると、もっとテロや暴力に対して身近な国があるわけで、そういう国が考えることと、私達が考えることは大きな違いがあると思うので、そこはなるべく差がないようにということも一方で心がけることも必要だと思います。

(C 委員)

それは人権施策に必要なことですか。

(E 委員)

そこは分からない。人権施策ということについては全部人の権利の話ですから。

(C 委員)

先ほどの貧困の話についても男女共同参画の中にも入ってくる話だし、どこまで入れるべきか。

(会長)

そこは少し考えないといけない。少しレベルの違う話かもしれないし。人権施策であるということが基本ですから、大事な問題ですが、守備範囲で考えないといけないと思います。

(C 委員)

企業の立場でも考えると、企業ではどういう啓発をしていくのかということ、一般的にはこの 16 課題をベースにやっていきます。

(会長)

外国人の問題の所の延長線上で、それは出てくる問題です。

(F 委員)

今のテーマで、社会的課題に対する広がりというのが今後ますます出てくると思います。国が出す人権課題の指針について、私も授業では平和の問題という中で入れています。小学校の教科書で 6 年生では戦後の基本的人権や国民主権の所を含めて、憲法のことを学びます。平和のことを学んでいこうという基本的な人権課題の中の項目には高齢者の問題も障がい者の問題も入ってくるのですが、そういう含みもいるだろうと思います。ただ広がりすぎるのをどう集約するか、そこが今後のテーマ設定の課題ですね。

(会長)

よろしいでしょうか。

あと、スケジュールのことなのですが、事務局にたたき台を出してもらおうかと思いま

す。

私はできたら、皆で作りたいのですが、これまでのことは資料として全員が読めるようにするというをまず、4月か5月にする。それと同時並行でこれを読んでもらって、また、意見交換をする。それと同時にこのスケジュールにあるように7月を目途に事務局で私がこの間書いてきたものと事務局の方とですり合わせながら全体像をたたき台として出してもらうことをもうそろそろしないといけないと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(E 委員)

もともと決めていた障がい者・高齢者の担当等のグループ分けはどうなるのですか。

(会長)

あの時はヒアリングをしてもらって、成果物を出してもらっていると思います。複数回ヒアリングをしてもらった担当とそうでない担当があるかもしれないが、成果物を出してもらっているので、後で資料として出すのと、それから全体が出てきて議論をする時に各論について、各グループで少し議論をしてもらったらいいかと思っています。というのは、全体で議論をするのも大事だけれど、審議会の中でグループを作ってグループ討議をしても良いのではと思います。

(E 委員)

グループ討論も良いが、それぞれ担当を決めた経緯があり、それを踏襲するというのであれば、例えば私でしたら、高齢者・障がい者について、そのあたりの部分をしっかりと見ていきたいというのがあり、自分達だけで見てもダメなのでそれを全体に図っていくということをしていかないと、それぞれを皆でというやり方をしていたら短い時間の中で完結できない。

(会長)

グループ分けを微調整して進めましょうか。

(C 委員)

皆に諮って意見をもらうことは必要です。

(A 委員)

以前、高齢者も障がい者もある程度問題点は迫及したが、解決策は出てこなかった。

(H 委員)

時間にも限りがあるし、回数を増やすのも難しい。

(E 委員)

回数は若干増やす必要があります。

(会長)

7月までに審議会を2回は実施したい。事務局と私の方で考えます。

大きな流れとしては7月を目途にたたき台を出してもらおうが、その中でどうするかということについては、私と事務局で打ち合わせということ。来年度になった時にできるだけ早い段階で次の審議会を開き、もう少し詰め、この意識調査の議論をします。事務局には御苦勞をお掛けしますが、前回から作ってきたものをたたき台として読みやすくしたものを出してもらいます。

(E 委員)

申し訳ありません。皆さんも聞いたことがあると思いますが、例えば、子供が病気になって病院で手術をしないといけないという時に親が宗教上の理由から、子供を手術させない。当然ながら、子供にとって大きな不利益が生じるということがあるということは皆さんも聞いたことがあると思います。

例えば、思想・宗教の自由については拒まないという考えがあると思いますが、そのままでもいいでしょうか。日本人が斬首されたイスラム国の事件もありましたが、やみくもに思想・宗教は自由だと言っている時代ではモラル的にはなくなってきているのだらうと思いますから、今、話しました子供が手術を受けられなくて、何かが起こったということについても大きな人権侵害になるので、そのあたりのことを考えていくべきなのか、あくまで特殊としてみるべきでしょうか。

吹田市内のどこかの協議会の規約の中でも思想・宗教については自由であると実際に書かれています。それであれば、もう少し突っ込んだ書き方をしてもらわないといけないだらうと思います。

子供の生きる権利が蹂躪されている。それはなぜかと言うと、宗教上の理由だとなってきましたよね。宗教の自由を認めている以上、それは仕方がないとなるのか。本当に倫理的な問題になってくるので。

(会長)

それはインターネットの書き込みもそうでしょう。言論の自由はどこまで認められるのか。そのレベルの話とよく似ています。そういうことまで書いていいのかということと。

(E 委員)

宗教上の理由で、その手術ができなくてたいへんなことになったということは、許せないというのがありますね。だから、本当に生きる権利として、そういうことについての文言はどこかで盛り込んでいくことがあっても良いのではないかと思います。

(会長)

それは何か吹田市の人権擁護委員の相談等であったのですか。

(E 委員)

どこかの規約で、そのような文言があつたりするわけで、要するに、そのメンバーとなるに当たって、思想・宗教については問わないとする文言です。もし、そのような文言がなかったとしても現実にもそのようなことが起こっているので、子供が生きる権利としての文言は入れる必要があるのではないかと思います。

(会長)

より包括的な意味でね。

(H 委員)

その他の問題として、いくつかの問題が残ってくる。確かに言論の自由や信教の自由等は否定できないが、今言われたような問題は自由の中では問題として残ってくる。

(E 委員)

それについては、何らかの警鐘を鳴らして行くべきだと思いますね。

(G 委員)

それは吹田市の人権施策で書く話かと思います。国際平和まで話を広げると、きりがなし、吹田市の人権施策として、ある程度基本的な考え方プラス具体的な施策に関する答申をすることになるのでは。

(会長)

そういう問題に対して、一定の考え方が延長線上でいろいろ考えられるという含みもあって良いと思います。敢えて言うと、この考え方を押し広げて行ったら、そういう問題に対しても対処しないといけないということがある程度見えてくるような書き方になるでしょうね。方向性を明確に出すという書き方になります。すべてのことに対して項目を挙げて書くことはできませんね。

何か他に意見がなければ、これで散会としたいと思います。どうもありがとうございました。